

ごみ処理基本計画

令和 8 年 2 月

十勝圏複合事務組合

【目 次】

第1章 計画の趣旨等	
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の範囲と期間	1
3. 計画の区域	1
4. 関係市町村の範囲	1
5. 計画の位置づけ	2
第2章 国、北海道の動向	
1. 国の動向	3
2. 北海道の動向	5
第3章 ごみ処理の現状と課題	
1. ごみ処理の現状と課題	7
第4章 ごみ量の推計	
1. ごみ量の推計	8
第5章 共同処理の広域化	
1. 広域化の背景	10
2. 広域化の取り組み	10
第6章 ごみ処理施設等の整備	
1. 中間処理施設	11
2. 最終処分場	12
3. ごみ処理施設等の建設地	12
4. 施設整備の計画的な推進とスケジュールの想定	13

(資料編)

第 1 章 計画の趣旨等

1. 計画の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）では、国の廃棄物処理基本方針や北海道の廃棄物処理計画等に即して、区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めることとされています。

十勝圏複合事務組合（以下「組合」という。）では、区域内におけるごみの共同処理を行う関係市町村（以下「関係市町村」という。）と共に、適正処理・環境保全・住民サービスの向上を前提とした効果的かつ効率的なごみ処理体系を定めるため、平成 4 年 4 月に「ごみ処理基本計画」（以下「計画」という。）を策定しました。その後、組合を構成する 19 市町村（以下「構成市町村」という。）の一般廃棄物処理計画との整合を図りながら適時見直しを行ってきましたが、平成 28 年 2 月に改訂された現計画の計画期間が令和 7 年度までとなっていることから、この度計画を改訂するものです。

2. 計画の範囲と期間

組合が共同処理を行う中間処理（焼却、破碎、リサイクル）と最終処分（埋立）を計画の範囲とし、計画期間は令和 8 年度～令和 17 年度の 10 年間とします。なお、計画期間中に変更の必要が生じた場合、適時見直しを行います。

3. 計画の区域

計画の区域は、関係市町村の行政区域を基本とします。

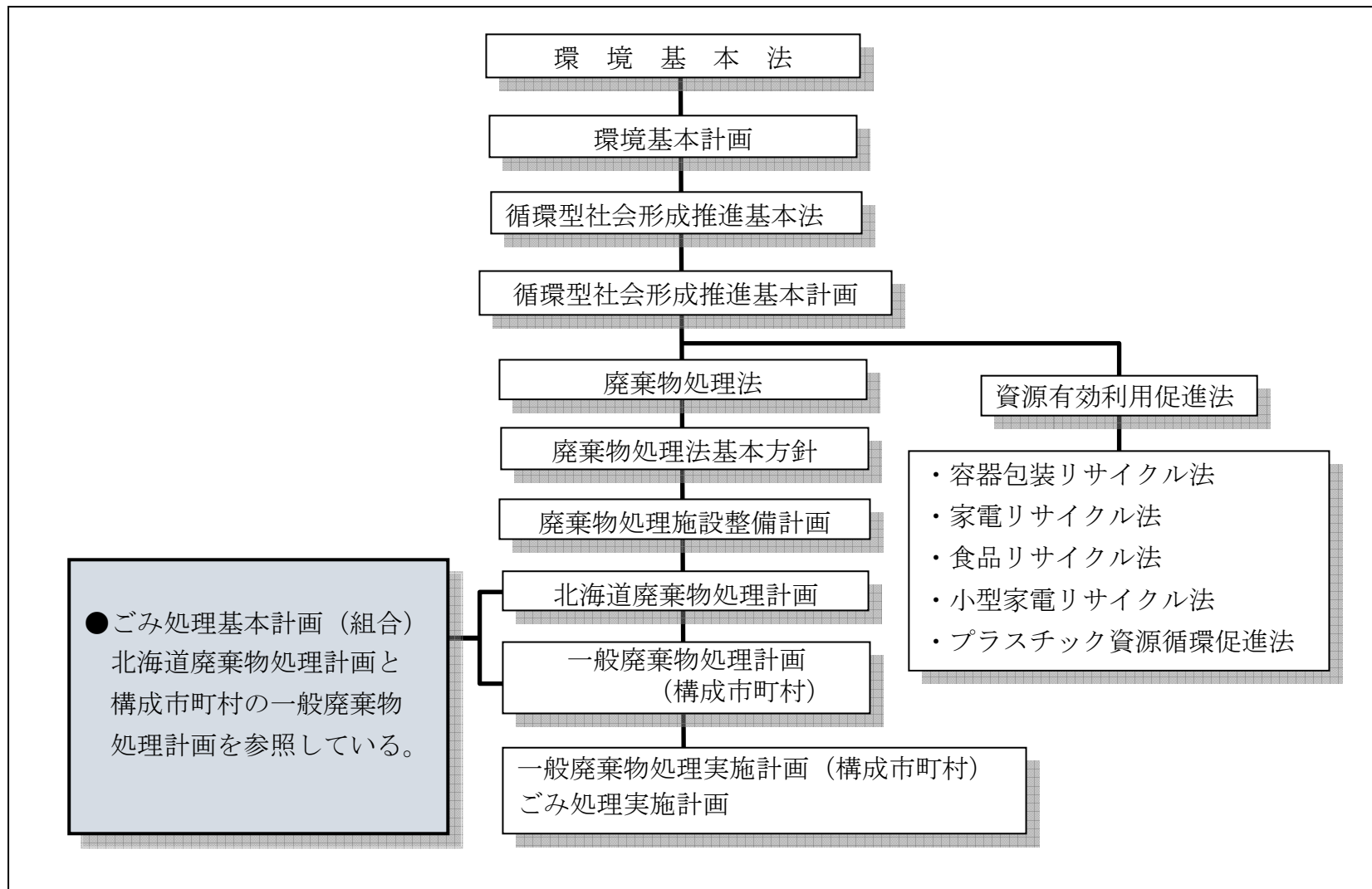
4. 関係市町村の範囲

中間処理施設および最終処分場：帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町

※土幌町、上土幌町、大樹町、広尾町は令和 10 年度から加入

リサイクル施設：帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町

5. 計画の位置づけ



第2章 国、北海道の動向

1. 国の動向

国では、廃棄物の減量その他適正な処理や廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施、東日本大震災の教訓を元とした災害対策の強化などに向けた取り組みが推進されています。

加えて、近年の世界的な資源制約の顕在化、人口減少・少子高齢化に伴う地域経済衰退、国民のライフスタイルの変化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況の変化に対応するため、廃棄物処理法に基づき定められている基本方針においては、脱炭素化の推進や循環経済への移行、廃棄物処理施設の広域化・集約化などが位置づけられており、令和7年2月の改定では、第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で目標値などの見直しが行われています。

■災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省改定）

「基本的事項」

- 災害廃棄物対策指針や災害廃棄物処理計画等の位置づけ及び記載事項
- 災害時に発生する廃棄物の特徴、災害の規模別・種類別の対策
- 発災後における各主体の役割及び行動など

■廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日 閣議決定）

「基本的理念」

- (1) 基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
- (2) 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
- (3) 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

「廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施」

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- (3) 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進
- (4) 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- (5) 災害対策の強化
- (6) 地域住民等の理解と協力・参画の確保
- (7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

■廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

(改正 令和7年2月18日環境省告示第6号)

「基本的な方向」 ※抜粋

- 数次にわたる廃棄物処理法の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等の対策は、相当程度の効果はあったものの、最終処分場の新規立地難は解消されておらず、また、不法投棄を始めとする不適正処理については減少傾向が見られるものの、未だ撲滅には至っていない。
- 2R（リデュース・リユース）の取組が遅れているほか、廃棄物から有用資源を回収する取組も十分とは言えない状況である。
- 東日本大震災等を契機として、国民の安全・安心に関する意識が高まっていることを踏まえ、今後はより一層、環境保全と安心・安全を重視した循環の実現を図っていく必要がある。
- 大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制されるなど循環型社会への転換をさらに進めていく必要がある。
- 循環経済の取組を通じた天然資源投入量・消費量の抑制や適正な資源循環の促進による全体的な環境負担削減への貢献を考えていくことが必要である。
- 我が国における2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、廃棄物分野においても脱炭素化を推進する。
- エネルギー源としての活用も含めた循環資源の種類に応じた適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進めることが必要である。
- 他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の促進を図るとともに、リサイクルの推進に係る諸法等に基づく広域的な循環的利用の取組について積極的に推進するよう努めるものとする。

「施設整備に関する基本的事項」 ※抜粋

- 一般廃棄物の中間処理施設のうち、再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。また、焼却施設については、焼却が必要な一般廃棄物量を適正に焼却できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進し、発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先する。
- 一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫している場合があることを鑑み、残余容量の予測を行いつつ、地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に整備するものとする。

2. 北海道の動向

令和7年4月に改訂された「北海道廃棄物処理計画[第6次]」は、北海道が廃棄物処理法に基づき、国の基本方針に即して、北海道の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画として策定されたものです。

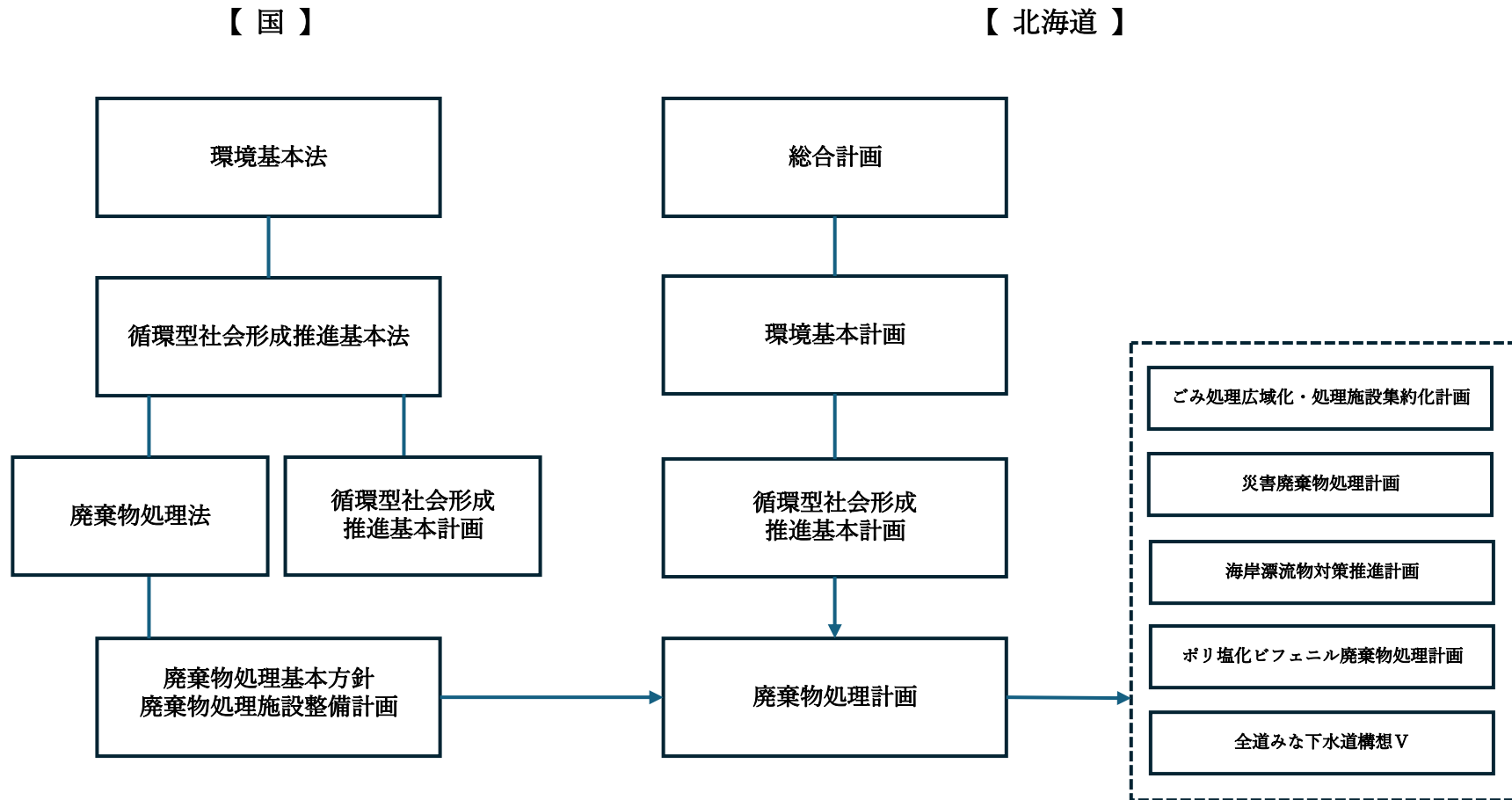
本処理計画は、循環型社会の形成を更に加速させるための新たな枠組みとして、「北海道循環型社会形成推進基本計画」における、廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理に関する個別計画としても位置付けられているほか、国の基本方針に示されている廃棄物分野における2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進や循環型社会の実現に向けた資源循環の強化、地域の活性化にもつながる地域循環共生圏づくりなどの視点が盛り込まれたものとなっています。

■北海道廃棄物処理計画〔第6次〕（令和7年4月）

「一般廃棄物の処理に関する方針」 ※抜粋

- (1) 排出の抑制
- (2) 適正な循環的利用
- (3) 適正処分の確保
- (4) ごみの広域的な処理
- (5) 効率的なごみ処理事業の運営
- (6) 災害廃棄物対策
- (7) 生活排水対策
- (8) 海岸漂着物対策

北海道廃棄物処理計画[第6次]の計画の位置付け(体系)



第3章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の現状と課題

組合が運営等を行っているごみ処理施設等は、中間処理施設として「くりりんセンター」、最終処分場として「うめ～るセンター美加登」、さらに資源ごみの中間処理を行う「十勝リサイクルプラザ」があります。

平成8年10月に供用を開始した「くりりんセンター」は、施設の老朽化に伴い令和9年度末で廃止し、令和10年度から新施設での供用を開始する予定となっており、これに合わせて、新たに4町が加入することにより焼却処理については十勝管内全19市町村での共同処理の体制が整います。

ごみ処理を取り巻く環境の変化として、国においては循環型社会の形成、低炭素社会の実現などを進めており、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分のほか、さらなる焼却エネルギーの回収・活用などを今まで以上に推進しなければなりません。

「うめ～るセンター美加登」は、平成23年4月に供用開始し、令和7年度までの15年間を埋立計画期間として、長期包括的運転維持管理委託により運転し、主にくりりんセンターの焼却残渣、不燃物等の埋立を行ってきましたが、実績埋立量が計画値を下回り、埋立容量に余裕があることから、最長で令和17年度末まで埋立期間を延長し、施設の有効利用を図ります。「うめ～るセンター美加登」の運用が終了した後の管理方法に加えて、次期最終処分場の検討や建設には一定の期間を要することから早急に対応しなければならない課題であり、施設のあり方や基本構想の検討を進めていきます。

「十勝リサイクルプラザ」は、ペットボトル、プラスチック製容器包装、ガラスびん、スチール缶等の資源ごみのリサイクルを目的に平成15年4月に供用開始し、運転管理は組合が出資する第三セクターが行っています。

今後も安定的に事業を行うため、計画的に設備更新を進めており、引き続き関係市町村と連携して適正な資源ごみの受け入れへの取り組みが求められます。

令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環促進法）を受け、構成市町村のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に係る方向性に応じ、受け入れ態勢の調整などを構成市町村と連携を図りながら対応していく必要があります。

第4章 ごみ量の推計

1. ごみ量の推計

国は循環型社会の形成による廃棄物等の発生抑制を推進しており、国内におけるごみ総排出量は平成26年度以降から減少傾向となっています。

組合が運営等を行っているごみ処理施設等で処理・処分する中間処理量、最終処分量、資源ごみ量とその他資源物のいずれも、計画期間である令和8年度から令和17年度までの10年間において、ゆるやかに減少していく見通しとなっています。

関係市町村全体での計画期間における処理・処分量の推計は、下記の表のとおりです。

なお、一般廃棄物処理実態調査における各市町村の回答実績から、家庭系ごみ、事業系ごみのそれぞれにおいて、1人・1日当たりのごみの排出量を算出（以下「原単位」という。）し、関係市町村の人口ビジョンから推計される令和8年度から令和17年度までの人口にごみ排出量の原単位を乗じて、処理・処分量の推計としています。

※端数処理により、合計と内訳が一致しない場合があります。

①中間処理施設 中間処理量の推計

(単位:t)

年度		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
焼却処理	処理量	71,649	65,045	69,153	68,945	68,741	68,658	68,325	68,120	67,913	67,828	
	可燃ごみ	63,496	57,211	61,374	61,194	61,020	60,949	60,667	60,495	60,320	60,246	
	破碎後可燃物	8,154	7,834	7,779	7,751	7,721	7,709	7,658	7,625	7,593	7,583	
	焼却残渣	8,821	8,008	8,514	8,488	8,463	8,453	8,412	8,387	8,361	8,351	
	固化ダスト	1,457	1,322	1,406	1,402	1,398	1,396	1,389	1,385	1,381	1,379	
破碎処理	処理量	12,616	12,122	12,036	11,993	11,947	11,928	11,849	11,798	11,749	11,733	
	不燃・大型ごみ	12,616	12,122	12,036	11,993	11,947	11,928	11,849	11,798	11,749	11,733	
	破碎後可燃物	8,154	7,834	7,779	7,751	7,721	7,709	7,658	7,625	7,593	7,583	
	破碎後不燃物	1,361	1,308	1,298	1,294	1,289	1,287	1,278	1,273	1,267	1,266	
	有価物	鉄	1,268	1,218	1,210	1,206	1,201	1,199	1,191	1,186	1,181	1,179
		アルミ	35	33	33	33	33	33	33	32	32	32
		紙類	34	32	32	32	32	32	32	31	31	31
		被覆銅線	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	破碎不適物	1,673	1,607	1,596	1,590	1,584	1,581	1,571	1,564	1,558	1,555	
処理委託物	85	82	81	81	81	81	80	80	79	79		

②最終処分場 最終処分量の推計

(単位:m³)

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
最終処分量	10,456	10,427	9,913	9,871	9,828	9,799	9,737	9,692	9,647	9,619

③リサイクル施設 資源ごみ量の推計

(単位:t)

		年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
容器包装	缶類	スチール	271	255	253	253	252	252	250	249	248	248
		アルミ	379	357	354	353	352	352	350	348	347	347
		スプレー	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8
		計	659	620	615	614	612	612	608	605	603	603
	ガラスびん	無色	594	559	555	553	551	551	548	546	544	543
		茶色	793	746	741	738	736	735	731	728	726	725
		その他	390	367	365	363	362	362	360	358	357	357
計	1,777	1,672	1,661	1,654	1,649	1,648	1,639	1,632	1,627	1,625		
廃棄物	紙パック	60	56	56	56	55	55	55	55	55	55	
	ダンボール	1,517	1,428	1,417	1,413	1,408	1,407	1,398	1,393	1,388	1,387	
	紙製容器包装	1,375	1,294	1,285	1,281	1,276	1,275	1,267	1,263	1,259	1,258	
	ペットボトル	1,143	1,076	1,068	1,065	1,061	1,061	1,054	1,050	1,047	1,046	
	プラスチック製容器包装	3,832	3,607	3,580	3,569	3,556	3,554	3,532	3,519	3,508	3,505	
容器包装廃棄物計		10,363	9,753	9,682	9,652	9,617	9,612	9,553	9,517	9,487	9,479	
その他	新聞紙	1,108	1,043	1,036	1,032	1,029	1,028	1,022	1,018	1,015	1,014	
	雑誌	1,437	1,353	1,343	1,338	1,334	1,333	1,324	1,320	1,315	1,314	
	鉄類	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	その他	430	404	402	400	399	399	396	395	393	393	
その他資源廃棄物計		2,980	2,805	2,786	2,775	2,767	2,765	2,747	2,738	2,728	2,726	
処理残渣		1,298	1,222	1,213	1,209	1,205	1,204	1,197	1,193	1,189	1,188	
総計		14,641	13,780	13,681	13,636	13,589	13,581	13,497	13,448	13,404	13,393	

第5章 共同処理の広域化

1. 広域化の背景

国は「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日）や「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月29日）及びその改訂版（令和6年3月29日）において、最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、ごみ処理の広域化が必要であると位置づけています。

北海道のごみ処理広域化は、国が策定した「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（平成9年1月）への対策を契機に、道が策定した「ごみ処理の広域化計画」（平成9年12月）に基づき、全道を32のブロックに区割りし広域化が進められてきました。

その後も人口減少とごみ排出量の減少、地球温暖化問題の顕在化、東日本大震災や各地での豪雨災害で発生する災害廃棄物など、ごみ処理を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、平成31年3月に環境省から通知された「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」なども踏まえて、北海道は、令和4年7月に「北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画」を新たに策定しました。計画では「全連続炉による焼却処理」、「中間処理施設、最終処分場の集約化」、「資源化、減容化の推進」及び「地球温暖化防止に向けた取組」を基本方針として、ごみ処理の広域化・処理施設の集約化を推進するものとしています。

2. 広域化の取り組み

十勝圏複合事務組合では、人口減少時代の進行とともにごみの排出量が減少していく傾向にあることを踏まえ、十勝管内の自治体とともにこれまで共同処理の広域化を進めてきました。

北海道の「北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画」（令和4年7月）では、十勝を1ブロックとして、市町村との連携等による広域化の推進を図ることとされています。

こうした中、現在15市町村によるごみの共同処理を行っていますが、新たな中間処理施設の供用を開始する令和10年度から、可燃ごみについては4町が共同処理に加入し、十勝管内全19市町村が1つの施設で共同処理を行うこととなります。なお不燃ごみについては2町が共同処理に加入し、残りの2町については現在処理している場所での事業を継続することとなります。

第6章 ごみ処理施設等の整備

中間処理施設及び最終処分場の整備は、計画段階から供用開始まで様々なプロセスがあり、一般的に8～10年程度の期間を要します。

そのため、第3章に示した課題への対応方策などを検討し、適期に事業に着手しなければなりません。

1. 中間処理施設

くりりんセンターは、平成8年10月に供用開始し、平成23年度からは15年間の長期包括的運転維持管理委託を行う中で基幹的改修整備を行い、安定的な運転と長寿命化を図ってきましたが、令和8年度で稼動30年を超過し老朽化に伴う施設への対応が今後の重要な課題となっていました。

こうした中、平成28年度に、令和8年度以降の施設整備について、ライフサイクルコストや施設機能等の比較検討を行った結果、新たな機能を備えた中間処理施設を整備してごみ処理を行う内容の「一般廃棄物中間処理施設整備検討報告書」を取りまとめました。

この結果を受け、平成29年度に十勝管内19市町村によって構成する「新中間処理施設整備検討会議」を設置し、平成30年度に専門的な意見や助言をいただくため、「新中間処理施設整備検討有識者会議」を設置しました。

これらの会議での検討結果を踏まえ、新中間処理施設の整備に必要なごみ処理方式や建設予定地などを選定し、令和2年度に「新中間処理施設整備基本構想」を策定しました。

令和4年12月には更なる事業の具体化を進めるため、施設規模や計画ごみ質、公害防止計画、ごみ処理フロー等の施設整備に必要な基本的事項を決定し、「新中間処理施設整備基本計画」を策定しました。

令和5年11月に中間処理施設の建設工事及び運營業務委託に係る基本契約を締結、令和6年12月に着工し、令和10年4月の供用開始に向けて整備を進めています。

2. 最終処分場

うめ～るセンター美加登は、最長で令和17年度までを使用期間としており、埋立完了までに新たな施設整備が必要となります。整備にあたっては、これまでの実績値や今後加入する団体等の推計量を踏まえ、関係市町村のごみ量の推移等を見極めるとともに、最も効果的、効率的な最終処分のあり方の検討と新たな最終処分場の基本構想の策定を進めています。

3. ごみ処理施設等の建設地

ごみ処理施設等は、廃棄物を適正に処理し、環境保全や公衆衛生の向上に寄与する社会基盤施設であるほか、地域における循環型社会形成の推進や災害対策時の役割も期待されます。一方で、建設地の決定には、広大な用地確保や周辺住民との合意形成など様々な課題があります。

現在建設中の中間処理施設の建設地の選定にあたっては、基本的に従来の考え方を継承しつつ、改めて次のとおり整理しました。

- ・ 関係市町村から施設までの距離、特にごみの排出量が多い自治体から施設までの距離
- ・ 既存リサイクル関連施設との位置関係
- ・ 将来の建替えも含めた長期展望を見据えた用地確保
- ・ 水害時の浸水想定など、防災上の対策
- ・ 生活環境や渋滞の回避なども考慮した周辺状況

これらを総合的に勘案し、現在施工中の新施設建設地を選定しています。

最終処分場についても中間処理施設と同様に、必要な用地確保や周辺環境への配慮、住民理解とともに、廃止後の跡地利用なども考慮しながら検討する必要があります。

4. 施設整備の計画的な推進とスケジュールの想定

(1) 中間処理施設

年度		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
内容	新施設	実施設計		建設工事			供用開始		
	現施設			基礎調査・解体設計				解体工事	

(2) 最終処分場

年度		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18～
内容	新施設	情報収集等	最終処分のあり方検討 候補地選定・基本構想 検討委員会		基本計画・基本設計 生活環境調査等		実施設計		建設工事				供用開始・最終処分業務	
	現施設						最終処分業務							廃止事業

※現施設の埋立状況により、現施設の廃止時期および新施設の供用開始時期が前倒しになる可能性があります。

ごみ処理基本計画

資料編

【目 次】

1	ごみ処理施設等の概要		
1-1	ごみ分別区分	-----	1
1-2	ごみ処理区分	-----	2
1-3	ごみ処理施設等の概要	-----	3
1-4	人口動態	-----	6
2	ごみ処理の実績		
2-1	ごみ処理フロー	-----	7
2-2	中間処理量	-----	8
2-3	余熱利用	-----	10
2-4	最終処分量	-----	11
2-5	資源ごみ量	-----	12
3	ごみの排出抑制、適正処理		
3-1	排出抑制・再資源化	-----	13
3-2	関係市町村のごみ搬入量	-----	19
3-3	中間処理施設 再資源化	-----	20
3-4	収集運搬計画	-----	21
4	ごみ量の推計		
4-1	ごみ搬入量の推計	-----	24
4-2	中間処理量の推計	-----	25
4-3	余熱利用計画	-----	26
4-4	最終処分量の推計	-----	27
4-5	資源ごみ量の推計	-----	28
4-6	令和17年度計画	-----	29
	ごみ処理基本計画策定経過	-----	30

1 ごみ処理施設等の概要

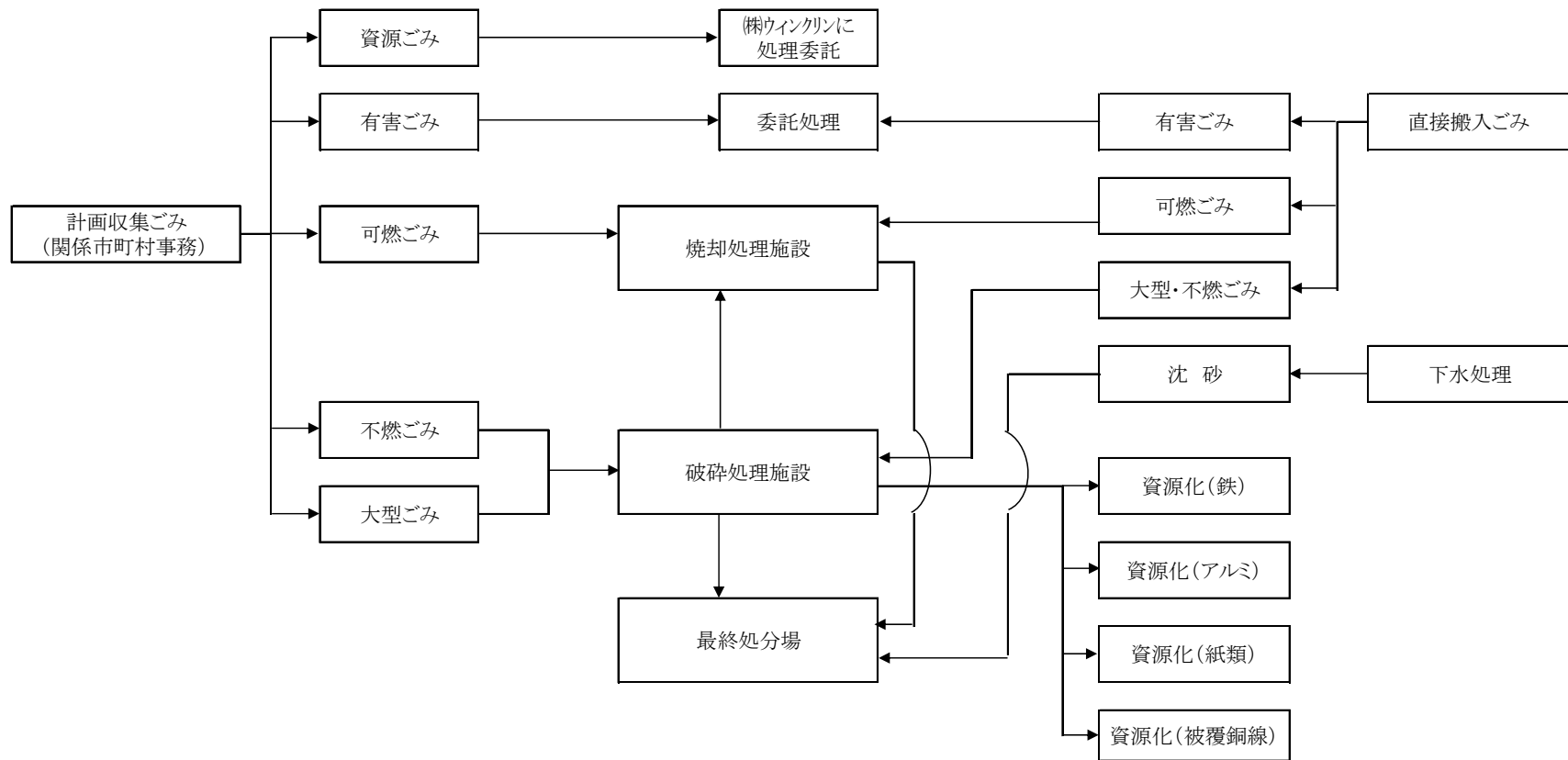
1-1 ごみ分別区分

現在のごみ分別は、燃やすごみ、燃やさないごみ、大型ごみ、資源ごみ、容器包装リサイクル品及び有害ごみの6分別であり、基本的分別は次のとおりです。

分 別	代 表 例	備 考
燃やすごみ	紙類、木、草、繊維類	木については、太さ5cm、長さ1m以下のもの。
燃やさないごみ	プラスチック、ガラス、陶磁器、コンクリート	
大型ごみ	木製家具、木	木については、太さ5cm以上20cm以内、長さ2m以下のもの。
資源ごみ	古新聞、古雑誌、ダンボール、紙パック、鉄、アルミ製品等	
容器包装リサイクル品	ペットボトル、ガラスびん、紙製容器包装、プラスチック製容器包装	
有害ごみ	乾電池、蛍光管、水銀体温計	

1-2 ごみ処理区分

組合のごみ処理の概要は以下に示すとおりです。



組合の事務範囲(中間処理・最終処分)

1-3 ごみ処理施設等の概要

(1) 焼却処理施設（令和8年度～令和9年度）

現在の焼却処理施設は、平成8年10月より稼働した「くりりんセンター」で処理を行っており、施設の概要は次のとおりです。

- ①所在地 帯広市西24条北4丁目1番地5
- ②処理能力 330 t／日（110 t／日×3炉）
- ③炉型式 全連続燃焼式ストーカ炉
- ④焼却対象ごみ 可燃ごみ（一般廃棄物、あわせ産業廃棄物）、破碎選別処理後の可燃ごみ
- ⑤主要設備
 - ・受入供給設備：計量機3基、ピットアンドクレーン方式
 - ・排ガス処理設備：ろ過式（バグフィルター）集塵方式＋乾式消石灰噴霧方式
 - ・ガス冷却設備：過熱器（3段）エコノマイザ付単胴自然循環ボイラー
 - ・余熱利用：発電方式＋給湯・冷暖房利用方式
 - ・通風設備：平衡通風方式
 - ・飛灰処理設備：キレート注入固化方式
 - ・灰出し設備：ピットアンドクレーン方式

(2) 焼却処理施設（令和10年度以降）

新たな焼却処理施設は、令和10年4月より稼働予定で、施設の概要は次のとおりです。

- ①所在地 帯広市西21条北4丁目5番地1ほか
- ②処理能力 292 t／日（146 t／日×2炉）
- ③炉型式 全連続燃焼式ストーカ炉
- ④焼却対象ごみ 可燃ごみ（一般廃棄物）、破碎選別処理後の可燃ごみ
- ⑤主要設備
 - ・受入供給設備：計量機6基、ピットアンドクレーン方式
 - ・排ガス処理設備：ろ過式（バグフィルター）集塵方式＋乾式有害ガス除去方式
 - ・ガス冷却設備：過熱器（1～3次）エコノマイザ付単胴自然循環ボイラー
 - ・余熱利用：発電方式＋ロードヒーティング利用方式
 - ・通風設備：平衡通風方式
 - ・飛灰処理設備：薬剤添加加湿混練方式
 - ・灰出し設備：ピットアンドクレーン方式

(3) 破碎処理施設（令和8年度～令和9年度）

現在の破碎処理施設は、焼却処理施設と同時に稼働し、不燃・大型ごみを破碎選別し資源物の回収、不燃ごみの減容処理を行っています。

施設の概要は次のとおりです。

- ①所在地 帯広市西 24 条北 4 丁目 1 番地 5
- ②処理能力 110 t / 日（破碎 80 t / 5 H / 日、圧縮 30 t / 5 H / 日）
- ③受入対象ごみ 不燃ごみ、大型ごみ（一般廃棄物、あわせ産業廃棄物）
- ④主要設備
 - ・受入供給設備：ピットアンドクレーン方式
 - ・破碎設備：低速二軸回転方式＋縦型高速回転方式
 - ・搬送設備：コンベア方式
 - ・選別設備：磁気選別方式＋回転篩選別方式＋風力選別方式＋アルミ選別機
 - ・集塵設備：機械式集塵方式＋ろ過式集塵方式
 - ・脱臭設備：活性炭吸着方式

(4) 破碎処理施設（令和10年度以降）

新たな破碎処理施設は、令和10年4月より焼却処理施設と同時に稼働する予定で、施設の概要は次のとおりです。

- ①所在地 帯広市西 21 条北 4 丁目 5 番地 1 ほか
- ②処理能力 61 t / 日
- ③受入対象ごみ 不燃ごみ、大型ごみ（一般廃棄物）
- ④主要設備
 - ・受入供給設備：ピットアンドクレーン方式＋受入貯留ヤード方式
 - ・破碎設備：低速二軸回転方式＋縦型高速回転方式
 - ・搬送設備：コンベア方式
 - ・選別設備：手選別＋磁気選別方式＋回転篩選別方式＋風力選別方式＋アルミ選別機
 - ・集塵設備：機械式集塵方式＋ろ過式集塵方式
 - ・脱臭設備：活性炭吸着方式

(5) 最終処分場（令和8年度～令和17年度）

ごみの最終処分は、平成23年度より一般廃棄物最終処分場「うめ～るセンター美加登」で埋立処分しています。
施設の概要は次のとおりです。

- | | |
|---------|---|
| ①所在地 | 中川郡池田町字美加登 279 番 10 |
| ②総面積 | 165,908.51 m ² |
| ③埋立地面積 | 27,029 m ² |
| ④埋立容量 | 311,200m ³ （廃棄物:252,000m ³ 、覆土：59,200m ³ ） |
| ⑤処分場形式 | クローズド被覆型処分場 |
| ⑥埋立構造 | 準好気性埋立構造 |
| ⑦遮水設備 | 底面：二重遮水シート構造（保護マット、遮水シート、中間保護材、遮水シート、保護マット） |
| ⑧水処理設備 | 浸出処理水循環利用方式・・・・・・・・・・ 逆浸透膜(RO膜)処理 ・処理量・・25m ³ /日 |
| ⑨埋立計画期間 | 25年間（平成23年度～令和17年度） |

(6) 再資源化施設（令和8年度以降）

再資源化施設は、平成15年度より十勝リサイクルプラザで、リサイクル処理をしています。

処理品目

容器包装廃棄物 ペットボトル、ガラスびん、紙製容器包装、プラスチック製容器包装

その他資源物 新聞紙、雑誌類、金属類、紙パック、ダンボール

- | | |
|---------|---|
| ①所在地 | 帯広市西23条北4丁目6番地5 |
| ②最大処理能力 | 87.9t /日 |
| ③主要設備 | ・ 缶類 磁選別機、アルミ選別機、圧縮機
・ ペットボトル 減容機
・ ガラスびん 手選別（色選別）コンベヤ
・ 紙製容器梱包 圧縮減容機
・ プラスチック製容器梱包 圧縮減容機（袋詰機付） |

1-4 人口動態

過去5年間における関係市町村の総人口及び令和17年度までの総人口の推移は下記のとおりです。

※各自治体で公表している将来展望人口のうち2035年（令和17年）の人口を基準（当該年が示されていない自治体は2040年を基準）とし、令和6年度末の実績値から均等に推移するものと仮定して試算したものです。

※令和2年度まで13市町村、令和3年度から令和9年度まで15市町村、令和10年度以降は19市町村

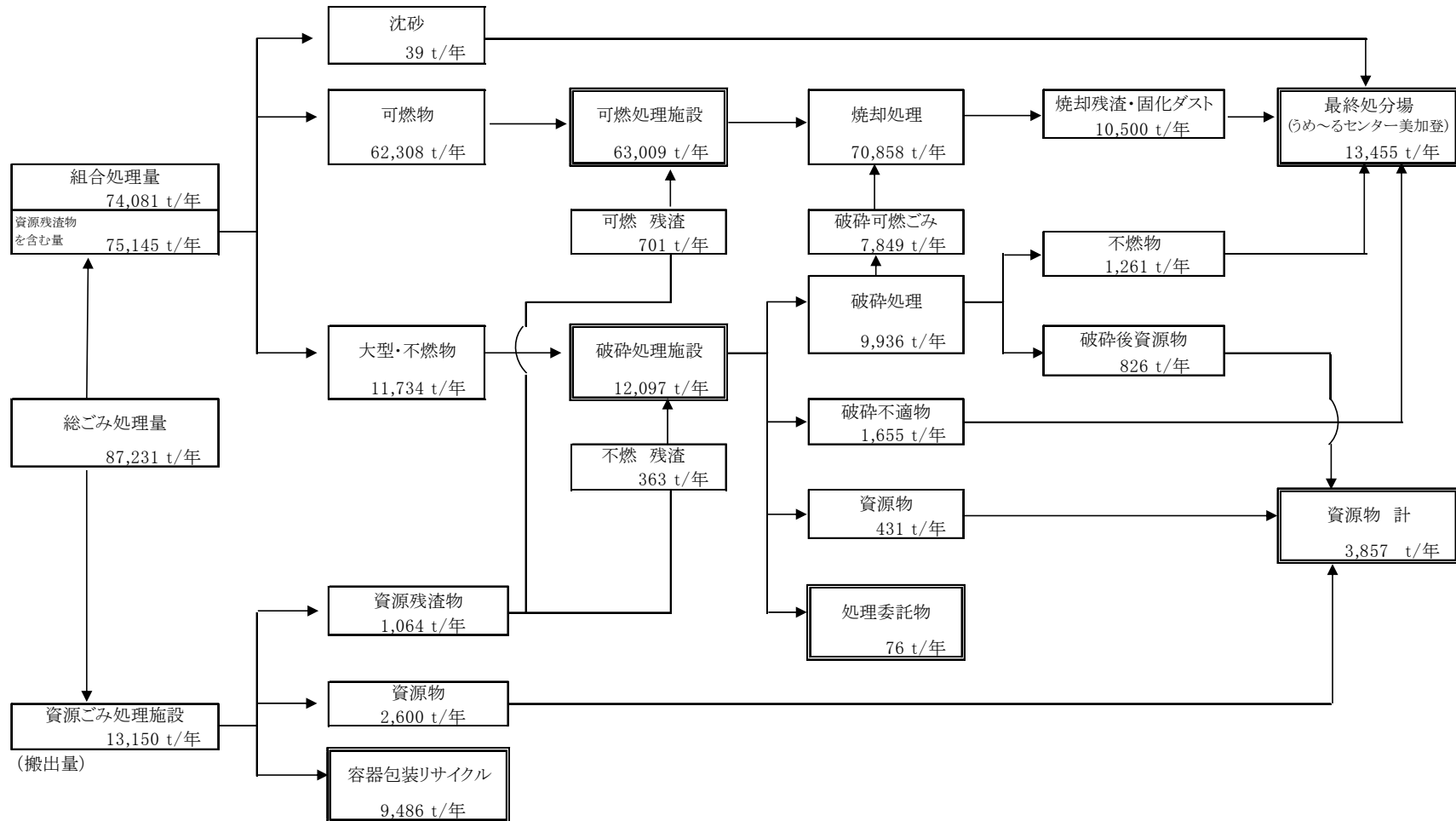
(単位:人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
人口	297,690	305,990	304,602	300,855	297,545	296,400	295,254	294,109	313,305	311,894	310,484	309,074	307,664	306,254	304,844	303,434

実績 ← | → 推計
(各年度3月31日現在)

2 ごみ処理の実績

2-1 ごみ処理フロー 令和6年度実績



※端数処理により、合計と内訳が一致しない場合があります。

2-2 中間処理量

平成27年度から令和7年度までの中間処理の実績は下記のとおりです。

①(焼却処理)

(単位:t)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	割合(%)
可燃ごみ搬入量	60,059.60	60,189.71	60,152.43	60,710.06	64,564.88	64,363.19	65,930.53	66,668.26	66,408.69	63,008.83	61,296.00	89.06%
破碎後可燃物量	6,886.04	6,977.44	7,105.99	7,475.32	7,903.88	8,420.51	8,567.74	8,313.33	8,142.44	7,849.26	7,517.74	10.94%
可燃ごみ搬入量計	66,945.64	67,167.15	67,258.42	68,185.38	72,468.76	72,783.70	74,498.27	74,981.59	74,551.13	70,858.09	68,813.74	100.00%
可燃ごみ焼却量	66,945.64	67,167.15	67,258.42	68,185.38	72,468.76	72,783.70	74,498.27	74,981.59	74,551.13	70,858.09	68,813.74	
焼却残渣量	7,700.20	7,865.75	7,795.73	7,752.04	8,586.25	8,688.87	8,981.48	9,199.49	9,287.05	9,110.56	8,472.27	12.00%
固化ダスト量	1,172.88	1,099.79	1,175.35	1,227.62	1,313.85	1,459.86	1,549.54	1,588.42	1,488.02	1,389.30	1,399.05	1.91%

※焼却残渣量と固化ダスト量の割合は可燃ごみ焼却量に対するものです。

※実績については、4月から翌年3月までの集計です。

※令和7年度については、実績が確定していないため、推計値が含まれます。

※端数処理により、合計と内訳が一致しない場合があります。

②(破碎処理)

(単位:t)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	割合(%)
不燃・大型ごみ搬入量	11,616.21	11,792.17	11,708.11	12,103.39	12,149.55	13,141.20	13,159.58	12,767.25	12,729.05	12,097.37	11,685.10	
不燃・大型ごみ処理量	11,616.21	11,792.17	11,708.11	12,103.39	12,149.55	13,141.20	13,159.58	12,767.25	12,729.05	12,097.37	11,685.10	100.00%
破碎処理量	8,765.28	8,975.40	8,938.51	9,478.85	9,902.97	10,833.35	10,904.72	10,540.10	10,432.83	9,935.87	9,618.96	80.1%
破碎鉄	709.65	722.79	665.71	682.03	774.43	927.18	908.90	825.35	825.61	798.07	776.71	6.36%
アルミ	33.78	42.44	31.45	42.08	36.50	43.70	36.28	34.82	33.30	27.82	27.99	0.29%
不燃物	1,135.81	1,232.73	1,135.36	1,279.42	1,188.16	1,441.96	1,391.80	1,366.60	1,431.48	1,260.72	1,296.52	10.44%
可燃物	6,886.04	6,977.44	7,105.99	7,475.32	7,903.88	8,420.51	8,567.74	8,313.33	8,142.44	7,849.26	7,517.74	62.99%
破碎不適物	2,288.87	2,266.95	2,221.56	2,066.96	1,689.41	1,697.23	1,655.43	1,688.13	1,775.15	1,654.68	1,592.08	15.4%
プラスチック	647.80	528.91	686.88	482.82	132.94	174.84	82.49	170.02	254.39	221.50	205.39	2.74%
布団・絨毯	347.50	452.78	354.65	395.92	447.37	474.34	506.56	493.52	505.67	472.86	478.72	3.61%
破碎不適物	1,293.57	1,285.26	1,180.03	1,188.22	1,109.10	1,048.05	1,066.38	1,024.59	1,015.09	960.32	907.97	9.06%
資源物	444.13	434.17	423.11	446.58	467.49	521.60	504.66	447.51	440.04	431.19	396.78	3.7%
紙・ダンボール	58.05	55.24	47.36	40.98	41.39	33.87	43.44	29.22	28.85	34.96	35.00	0.34%
鉄くず	376.03	371.27	367.74	397.75	417.62	479.34	453.05	411.37	404.35	389.34	355.86	3.30%
被覆銅線	10.05	7.66	8.01	7.85	8.48	8.39	8.17	6.92	6.84	6.89	5.92	0.06%
処理委託	117.93	115.65	124.93	111.00	89.68	89.02	94.77	91.51	81.03	75.63	77.28	0.8%
タイヤ	7.51	8.77	19.57	13.59	11.34	5.79	11.82	7.26	7.69	4.71	4.21	0.08%
乾電池	65.83	64.62	65.18	70.11	62.80	68.25	68.55	71.68	63.54	62.04	64.22	0.54%
蛍光管	44.59	42.26	40.18	27.30	15.54	14.98	14.40	12.57	9.80	8.88	8.85	0.19%

※割合は不燃・大型ごみ処理量に対するものです。

※実績については、4月から翌年3月までの集計です。

※令和7年度については、実績が確定していないため、推計値が含まれます。

※端数処理により、合計と内訳が一致しない場合があります。

2-3 余熱利用

くりりんセンターでは、ごみ焼却から発生する熱を有効利用するため焼却炉上部に廃熱ボイラーを設置し、そこから発生する蒸気を蒸気タービン発電に利用するほか場内冷暖房等に使用しています。発電した電気は所内にて利用し、余剰電力を電力会社に売却しています。

平成27年度から令和7年度までの実績は下記のとおりです。

	焼却量 (t)	蒸気発生量 (t)	発電量 (kWh)	売電量 (kWh)	焼却1t当たり 蒸気発生量(t)
平成27年度	66,945.64	198,907.90	28,600,520	18,462,900	2.97
平成28年度	67,167.15	198,445.30	29,455,930	18,499,918	2.95
平成29年度	67,258.42	202,884.30	29,073,690	18,002,976	3.02
平成30年度	68,185.38	206,625.20	30,621,020	18,755,808	3.03
平成31年度	72,468.76	227,417.80	30,718,400	18,959,962	3.14
令和2年度	72,783.70	230,910.80	33,627,730	20,773,488	3.17
令和3年度	74,498.27	239,560.20	32,460,350	19,969,374	3.22
令和4年度	74,981.59	243,206.90	31,707,120	19,073,052	3.24
令和5年度	74,551.13	242,235.90	28,693,770	17,333,142	3.25
令和6年度	70,858.09	232,860.10	31,805,360	18,725,196	3.29
令和7年度	68,813.74	222,268.38	27,997,806	15,427,070	3.23

※実績については、4月から翌年3月までの集計です。

※令和7年度については、実績が確定していないため、推計値が含まれます。

2-4 最終処分量

平成23年度の埋立開始時から令和7年度までの実績は下記のとおりです。

①最終処分量の重量

(単位:t)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
焼却残渣	8,308	8,244	8,083	8,081	7,700	7,866	7,796	7,752	8,586	8,689	8,981	9,199	9,287	9,111	8,472
固化ダスト	1,321	1,319	1,335	1,240	1,173	1,100	1,175	1,228	1,314	1,460	1,550	1,588	1,488	1,389	1,399
破碎後不燃物	1,026	979	1,051	1,048	1,136	1,233	1,135	1,279	1,188	1,442	1,392	1,367	1,431	1,261	1,297
破碎不適物	2,264	2,231	2,382	2,294	2,289	2,267	2,222	2,067	1,689	1,697	1,655	1,688	1,775	1,655	1,592
沈砂	59	58	51	43	47	52	38	32	32	40	37	33	37	39	37
合計	12,977	12,830	12,902	12,706	12,344	12,517	12,366	12,358	12,810	13,328	13,615	13,876	14,019	13,455	12,797

※実績については、4月から翌年3月までの集計です。

※令和7年度については、実績が確定していないため、推計値が含まれます。

※端数処理により、合計と内訳が一致しない場合があります。

②最終処分量の埋立計画容量及び埋立実績容量

(単位:m³)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画容量	16,569	16,596	16,625	16,655	16,683	16,714	16,742	16,774	16,805	16,837	16,869	16,900	16,934	16,965	17,001
累計	16,569	33,165	49,790	66,445	83,128	99,842	116,584	133,358	150,163	167,000	183,869	200,769	217,703	234,668	251,669
実績容量	7,782	14,439	6,395	15,334	7,013	13,170	10,726	12,048	11,684	13,679	9,368	11,518	11,448	11,759	10,506
累計	7,782	22,221	28,616	43,950	50,963	64,133	74,859	86,907	98,591	112,270	121,638	133,156	144,604	156,363	166,869
計画比率(%)	△ 53.0	△ 33.0	△ 42.5	△ 33.9	△ 38.7	△ 35.8	△ 35.8	△ 34.8	△ 34.3	△ 32.8	△ 33.8	△ 33.7	△ 33.6	△ 33.4	△ 33.7

※実績については、4月から翌年3月までの集計です。

※令和7年度については、実績が確定していないため、推計値が含まれます。

※端数処理により、合計と内訳が一致しない場合があります。

池田町美加登の一般廃棄物最終処分場「うめ～るセンター美加登」は、平成23年度より供用開始しています。

クローズド被覆型処理場で、建設当時の15年間の使用計画から10年間延長し、最長で25年間の埋立を計画しています。

2-5 資源ごみ量

平成27年度から令和7年度までの実績は下記のとおりです。

(単位:t)

		年度	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計	割合(%)
容器包装 廃棄物	缶類	スチール	191.19	194.36	199.06	199.34	195.07	228.46	242.45	269.66	274.10	244.69	261.65	2,500	1.68%
		アルミ	223.06	229.11	233.78	271.10	268.90	309.21	355.95	347.34	387.07	361.71	365.93	3,353	2.26%
		スプレー	0.00	0.00	4.20	7.85	7.47	7.10	8.37	7.91	7.79	8.78	8.30	68	0.05%
		計	414.25	423.47	437.04	478.29	471.44	544.77	606.77	624.91	668.96	615.18	635.88	5,921	3.98%
	ガラスびん	無色	520.27	539.92	527.67	513.51	552.01	590.92	563.76	554.69	533.56	515.76	573.16	5,985	4.03%
		茶色	839.37	804.83	792.12	748.84	778.14	784.69	748.41	759.23	702.59	685.52	764.67	8,408	5.66%
		その他	437.82	394.98	372.50	345.22	386.27	384.80	387.49	368.32	345.48	325.68	376.42	4,125	2.78%
		計	1,797.46	1,739.73	1,692.29	1,607.57	1,716.42	1,760.41	1,699.66	1,682.24	1,581.63	1,526.96	1,714.25	18,519	12.46%
	紙パック		66.41	64.33	61.04	61.70	61.44	63.34	60.76	55.43	50.63	46.71	57.52	649	0.44%
	ダンボール		993.51	1,028.09	1,061.80	1,098.05	1,148.12	1,295.35	1,398.86	1,458.19	1,446.35	1,444.14	1,463.27	13,836	9.31%
	紙製容器包装		1,466.71	1,415.19	1,374.11	1,301.03	1,286.27	1,252.11	1,282.07	1,313.58	1,279.42	1,257.13	1,326.44	14,554	9.79%
	ペットボトル		863.20	888.10	911.05	926.71	993.79	1,014.26	1,053.65	1,067.68	1,097.08	1,076.96	1,103.15	10,996	7.40%
	プラスチック製容器包装		3,667.84	3,752.94	3,485.59	3,194.66	3,360.22	3,539.68	3,615.18	3,574.35	3,545.55	3,518.51	3,696.82	38,951	26.21%
	容器包装廃棄物計		9,269.38	9,311.85	9,022.92	8,668.01	9,037.70	9,469.92	9,716.95	9,776.38	9,669.62	9,485.59	9,997.33	103,425.65	69.59%
資源そ の 廃 他 物	新聞紙	895.00	977.72	1,011.53	968.25	1,008.45	966.82	1,032.50	1,087.08	1,041.08	1,019.50	1,069.36	11,077	7.45%	
	雑誌	1,156.45	1,208.94	1,265.53	1,361.66	1,422.01	1,365.02	1,426.05	1,396.49	1,289.14	1,195.35	1,386.22	14,473	9.74%	
	鉄類	9.84	11.95	5.40	7.13	10.48	14.32	9.53	1.35	0.00	0.00	5.24	75	0.05%	
	その他	632.30	643.30	673.81	618.52	604.86	431.80	401.96	402.04	374.64	384.93	414.57	5,583	3.76%	
その他資源廃棄物計		2,693.59	2,841.91	2,956.27	2,955.56	3,045.80	2,777.96	2,870.04	2,886.96	2,704.86	2,599.78	2,875.39	31,208	21.00%	
処理残渣		1,242.31	1,136.30	1,316.29	1,630.20	1,378.82	1,336.50	1,270.59	1,218.64	1,140.87	1,064.14	1,252.63	13,987	9.41%	
総計		13,205.28	13,290.06	13,295.48	13,253.77	13,462.32	13,584.38	13,857.58	13,881.98	13,515.35	13,149.51	14,125.35	148,621.07	100.00%	

※実績については、4月から翌年3月までの集計です。

※令和7年度については、実績が確定していないため、推計値が含まれます。

※端数処理により、合計と内訳が一致しない場合があります。

3 ごみの排出抑制、適正処理

3-1 排出抑制・再資源化

組合は、関係市町村から排出された廃棄物の中間処理及び最終処分の事務を行っており、廃棄物の適正処理を図るため焼却処理施設、破砕処理施設、最終処分場の運転管理、再資源化施設への委託処理を行っています。また、排出抑制に関しては、構成市町村のごみ処理基本計画によります。

再資源化推進については、組合と構成市町村が協議して、各々のごみ収集過程で推進しております。今後も組合と構成市町村は協調してごみの再資源化を推進していきます。

(1) 関係市町村の実施状況

項	目	事 業 内 容
帯 広 市	①啓発、イベント開催	・ごみ減量、資源集団回収促進
		・減量・資源化促進月間 春・秋：パネル展
		・広報紙、パンフレット作成配布
		・ごみ懇談会、エコエコ紙芝居、環境学習の実施
	②資源物回収の定期化	・容器包装リサイクル法に対応した「資源回収の日」を実施 1回/週
③資源回収奨励金支給	・資源集団回収に対し奨励金 4.2 円/kgを支給	
④再生資源業界との連携	・資源回収事業協力金支給（基準額）	
⑤生ごみ減量化	・堆肥化容器購入助成 上限 2,000 円 2基/世帯 ・電動生ごみ処理機購入助成 上限 15,000 円/世帯	

項	目	事	業	内	容
音 更 町	①資源物回収の定期化	・「資源回収の日」実施 プラごみ、プラごみ以外の資源ごみ 各1回/週			
	②資源回収奨励金支給	・地域資源回収への奨励金支給制度 5円/kg			
	③再生資源業界との連携	・資源回収業者への報奨金支給制度 4円/kg 1,500円/回			
	④容器包装物回収	・空き缶、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器、プラスチック製容器			
	⑤資源物回収	・紙パック、古紙、段ボール			
	⑥小型家電リサイクル	・回収ボックス設置（役場、支所）～業者へ引渡し			
	⑦布と廃食油リサイクル	・公共施設に回収ボックスを設置			
	⑧ごみ減量、資源化促進啓発	・パネル展（春） ・広報誌、ごみ分別の手引き配布、町公式LINE、ごみ分別アプリケーションの活用			
	⑨生ごみ減量化	・生ごみ処理機購入助成 上限20千円/件 ・コンポスター購入助成 上限2千円/件			

項	目	事	業	内	容
鹿 追 町	①容器包装物回収	・空き缶、空き瓶、ペットボトル、紙製容器、プラスチック製容器			
	②資源物回収	・紙パック、新聞、雑誌、シュレッダーごみ、段ボール、金属ごみ、小型家電			

項	目	事	業	内	容
新 得 町	①資源回収実施町内会補助	・実施回数基準 4回以上/年 10,000円 4回未満/年 5,000円 ・実績重量基準 4.2円/kg 上限42,000円 高い方の基準を適用する			
	②廃食油リサイクル	・公共施設、ガソリンスタンドに回収ボックス設置			
	③繊維リサイクル	・保健福祉センターに回収ボックスを設置			
	④容器包装物回収	・空き缶、ガラス瓶、ペットボトル、紙製容器、プラスチック容器			
	⑤資源物回収	・紙パック、古紙、段ボール、新聞			
	⑥小型家電リサイクル	・役場庁舎、支所に回収ボックス設置			
	⑦生ごみ減量化	・電動生ごみ処理機、手動式生ごみ処理機、コンポストやEMバケツなどの 生ごみ堆肥化容器購入補助 ・購入額の2分の1補助（町内業者から購入：上限20,000円、それ以外：上限10,000円）			

項	目	事	業	内	容
清 水 町	①繊維リサイクル	・庁舎内に回収BOXを設置 取りまとめ後業者にて引取り			
	②小型家電リサイクル	・庁舎内に回収BOXを設置 取りまとめ後業者にて引取り			
	③容器包装物回収	・空き缶、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器、プラスチック製容器			
	④資源物回収	・紙パック、古紙、段ボール			

項	目	事	業	内	容
芽 室 町	①	生ごみ減量化	・生ごみ処理容器(コンポスター)の購入助成～購入金額の3割助成(50個)		
	②	資源物分別回収事業助成	・5円/kg(団体) 4円/kg(業者)		
	③	資源物分別回収庫設置助成	・1基 120,000円(上限)		
	④	ごみ減量、資源化促進啓発	・リサイクルまつり(隔年) ・ごみ懇談会 ・広報誌、ごみ分別の手引き配布		
	⑤	廃食用油、古衣料等回収	・廃食用油～環境作業トラック用BDFに使用、古衣料等～リサイクルし使用		
	⑥	小型電子機器回収	・回収ボックス設置(役場、他施設)～業者回収		

項	目	事	業	内	容
中 札 内 村	①	ごみ減量啓発	・村広報誌による啓発、ごみ分別パンフレット作成配布		
	②	リサイクルセンター設置	・資源ごみ受入		
	③	生ごみ回収	・回収、生ごみを分解消滅処理		
	④	保管庫建設			

項	目	事	業	内	容
更 別 村	①	生ごみ減量化	・コンポスター購入補助 上限3,000円/世帯		
	②	リサイクルセンター設置	・資源ごみ受入		
	③	資源物回収	・金属、古紙、段ボール、空き缶、ガラスびん、ペットボトル等 15品目		
	④	生ごみ回収	・回収、受入資源化		
	⑤	容器包装物回収	・紙製容器、プラスチック製容器		
	⑥	住民啓発	・リサイクル、ごみ分別パンフレット配布		

項	目	事	業	内	容
幕 別 町	①	資源回収実践団体協力交付金	・交付金 5円/kgを支給		
	②	容器包装物回収	・空き缶、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器、プラスチック製容器		
	③	資源物回収	・紙パック、古紙、段ボール		
	④	再生資源業界との連携	・資源回収業者協力交付金制度		
	⑤	金属資源等回収	・大型ごみ回収時実施		
	⑥	小型電子機器回収	・回収ボックス設置(役場、支所)～業者回収		

項	目	事	業	内	容
池田町	①	生ごみ減量化	・堆肥化容器購入助成	200 ℓ未満 2,000 円	200 ℓ以上 3,000 円 1 台/世帯
	②	資源集団回収助成	・資源物集団回収活動に対し	5 円/kg	を支給
	③	資源物回収	・缶類、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器、ダンボール、紙パック等		
	④	住民啓発	・ごみ分別パンフ、ごみ説明会開催		
	⑤	箱型ごみステーション設置補助	・上限 50,000 円/申請		

項	目	事	業	内	容
豊頃町	①	生ごみ減量化	・コンポスター無償配布		
	②	リサイクルストックヤード建設	・資源ごみ受入	面積 500 m ²	10 区分
	③	集積箱購入補助	・上限 20,000 円/申請		
	④	住民啓発	・ごみ分別パンフレット配布、ごみ分別辞典配付		
	⑤	資源集団回収活動助成	・資源ごみ集団回収活動に対し、基本額 5,000 円(年 1 回)	加算額 4 円/kg	を助成
	⑥	資源物回収	・缶類、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器、段ボール、古布、廃食用油等		

項	目	事	業	内	容
本別町	①	廃食油の BDF 精製利用	・建設機械燃料として利用		
	②	容器包装物回収	・空き缶、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器		
	③	資源物回収	・金属類、紙パック、新聞紙、雑誌		
	④	資源集団回収事業	・資源ごみ(金属類・新聞・雑誌・紙パック・段ボール等) 各 1 回/月、84 団体		
	⑤	資源回収奨励金支給	・地域資源回収への奨励金支給制度	6 円/kg	
	⑥	再生資源協力業者との連携	・資源回収業者への報奨金支給制度	6 円/kg	

項	目	事	業	内	容
足寄町	①	資源集団回収奨励金支給	・自治会等登録団体の資源回収への奨励金支給制度	5 円/kg	
	②	生ごみ減量化	・生ごみコンポスト購入助成 2 基/世帯 上限 2,000 円(町外購入)、上限 3,000 円(町内購入) ・電動生ごみ処理機購入助成 上限 20,000 円/世帯(町外購入)、上限 30,000 円/世帯(町内購入)		
	③	収集業者による資源回収	・収集事業者が資源ごみから資源物を回収し、資源回収業者へ有償で引渡		
	④	住民啓発	・ごみ分別パンフ、ポスター配布、転入時ごみ分別説明		
	⑤	資源物回収	・缶類、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器、ダンボール、新聞、紙製容器、小型家電、衣類等		
	⑥	PC 等リサイクル	・庁舎内に回収 BOX を設置し、一定量ごとに資源回収業者に引渡し		

項 目		事 業 内 容
陸 別 町	①生ごみの減量化	・生ごみ処理機等購入助成(機械式生ごみ処理機1台30,000円上限、生ごみ堆肥化容器1個3,000円上限)
	②資源ごみの分別収集及び再資源化	・資源ごみ(金属類、缶類、びん類、紙パック、ダンボール、新聞・雑誌、紙製容器類、ペットボトル、プラスチック類、衣類等)を分別収集し、一部を資源リサイクル業者へ引き渡している。
	③廃油の分別収集及び再利用	・廃油を分別収集し、廃油ストーブを使用している町内業者に譲渡している。

項 目		事 業 内 容
浦 幌 町	①ごみ減量啓発	・町広報誌、ごみ分別パンフレット作成配布
	②リサイクルセンター設置	・資源ごみ受入、中間処理
	③資源物回収の定期化	・リサイクルステーションを設置し、資源物を週1回収
	④容器包装物回収	・缶類、ガラスびん、ペットボトル、紙製包装容器、プラスチック製容器
	⑤資源物回収	・古紙、段ボール、紙パック、古布等

(2) 未加入町の実施状況

項	目	事	業	内	容
士 幌 町	①資源物回収の定期化	・「資源回収の日」実施 プラごみ、プラごみ以外の資源ごみ 市街週1回、農村隔週			
	②容器包装物回収	・ガラスびん、その他プラスチック製容器包装、ペットボトル、発泡スチロール、スチール缶、アルミ缶、紙包装			
	③その他資源物回収	・新聞紙、雑誌、古紙、段ボール、紙製パック、小型家電、鉄金物類			
	④生ごみ減量化	・生ごみ処理容器等購入助成 コンポスト・EVバケツ 購入価格の5分の4(100円未満切捨て)上限6,000円/世帯 生ごみ乾燥処理機 購入価格の5分の4(100円未満切捨て)上限50,000円/世帯			
	⑤集団資源回収奨励金	・品目に応じてkg当たり単価を設定し、奨励金を実施団体に交付			

項	目	事	業	内	容
上 士 幌 町	①資源集団回収奨励金支給	・行政区等団体の資源集団回収への奨励金支給制度 4円/kg			
	②再生資源業界との連携	・資源回収業者への協力金交付制度 2円/kg			
	③容器包装物回収	・空き缶、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器			
	④資源物回収	・紙パック、古紙、段ボール			
	⑤金属資源等回収	・大型ごみ回収時実施			
	⑥小型家電回収	・大型ごみ回収時実施、役場町民課窓口で年中受け付けている			
	⑦廃食油リサイクル	・役場町民課窓口で年中受け付けている			
	⑧生ごみ減量化	・堆肥化容器購入助成 補助率4/5 1基/世帯 ・電動生ごみ処理機購入助成 住民税課税世帯 補助率4/5 1基/世帯 住民税非課税世帯 補助率4/5 もしくは購入額から15,000円を減じた額のいずれか大きい額 1基/世帯			

項	目	事	業	内	容
大 樹 町	①資源物回収の定期化	・「資源物の回収」定期実施 市街地・郡部各2回/週			
	②容器包装物回収	・空き缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、トレイ・発泡スチロール、紙製容器・雑紙			
	③資源物回収	・紙パック、段ボール、新聞・及びチラシ、雑誌・本			
	④生ごみ減量化	・家庭系生ごみ減量化推進事業 電動生ごみ処理機(乾燥式・バイオ式・ハイブリット式) 購入助成 購入金額1/2助成(上限:5万円) コンポスト購入助成 購入金額1/2助成(上限:5万円)			

項	目	事	業	内	容
広 尾 町	①小型家電回収	・役場に回収ボックスを設置			
	②廃食油回収	・役場等に回収ケースを設置			
	③資源物回収	・カン、びん、ペットボトル、発泡スチロール、ダンボール、紙パック、新聞紙・チラシ、本・雑誌、雑紙、プラスチック製容器			
	④生ごみ減量化	・電動生ごみ処理機購入助成(購入費用の半額:上限5万円)			

3-2 関係市町村のごみ搬入量

(単位:t)

市町村	種別	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
帯広市	可燃ごみ	35,299	35,284	35,461	35,472	34,947	34,456	33,845	33,434	32,634	31,659	30,963
	不燃・大型ごみ	6,600	6,500	6,686	7,206	7,126	7,686	7,321	7,160	7,139	6,752	6,525
	計	41,899	41,784	42,147	42,678	42,073	42,142	41,166	40,594	39,772	38,411	37,488
音更町	可燃ごみ	8,211	8,237	8,295	8,172	8,115	8,022	7,905	8,038	7,877	7,647	7,416
	不燃・大型ごみ	1,345	1,362	1,336	1,401	1,441	1,580	1,480	1,387	1,441	1,322	1,321
	計	9,557	9,599	9,630	9,572	9,557	9,602	9,385	9,425	9,318	8,969	8,737
鹿追町	可燃ごみ	-	-	-	-	-	-	280	312	308	298	284
	不燃・大型ごみ	-	-	-	-	-	-	157	177	201	199	173
	計	-	-	-	-	-	-	437	489	509	497	456
新得町	可燃ごみ	-	71	122	-	-	-	869	901	919	892	913
	不燃・大型ごみ	-	0	0	-	-	-	292	296	279	262	248
	計	-	71	122	-	-	-	1,161	1,197	1,198	1,154	1,161
清水町	可燃ごみ	-	-	-	-	1,504	1,498	1,545	1,518	1,530	1,483	1,408
	不燃・大型ごみ	-	-	-	-	323	355	387	388	370	382	339
	計	-	-	-	-	1,826	1,853	1,931	1,906	1,900	1,865	1,747
芽室町	可燃ごみ	3,298	3,628	3,363	3,320	3,198	3,438	3,258	3,200	3,134	2,997	2,886
	不燃・大型ごみ	637	869	656	638	636	704	729	636	632	639	588
	計	3,935	4,497	4,018	3,959	3,834	4,141	3,987	3,835	3,765	3,636	3,474
中札内村	可燃ごみ	459	448	452	471	440	456	486	490	483	475	512
	不燃・大型ごみ	130	124	115	135	126	140	144	127	113	113	104
	計	589	572	568	606	566	596	630	617	596	588	616
更別村	可燃ごみ	268	255	270	268	277	286	267	269	269	272	269
	不燃・大型ごみ	105	96	95	104	102	120	106	107	104	102	101
	計	373	350	365	372	379	406	373	375	373	374	369
幕別町	可燃ごみ	4,484	4,527	4,413	4,454	4,528	4,312	4,221	4,525	4,599	4,484	4,351
	不燃・大型ごみ	799	982	828	861	834	955	923	922	939	899	882
	計	5,283	5,509	5,241	5,315	5,361	5,267	5,145	5,447	5,538	5,383	5,233
池田町	可燃ごみ	1,050	1,047	1,048	1,031	996	941	958	964	980	956	943
	不燃・大型ごみ	266	270	247	247	262	268	268	271	253	256	257
	計	1,316	1,317	1,295	1,278	1,258	1,209	1,225	1,235	1,233	1,212	1,200
豊頃町	可燃ごみ	433	418	485	458	458	436	492	466	444	404	387
	不燃・大型ごみ	156	156	151	175	159	171	171	169	153	138	166
	計	589	574	636	633	617	607	664	634	596	543	552
本別町	可燃ごみ	-	-	-	-	947	997	1,006	979	934	923	937
	不燃・大型ごみ	-	-	-	-	141	174	174	171	174	171	140
	計	-	-	-	-	1,087	1,171	1,180	1,150	1,108	1,094	1,077
足寄町	可燃ごみ	-	-	-	-	1,001	1,079	1,106	1,135	1,130	1,137	1,127
	不燃・大型ごみ	-	-	-	-	144	187	222	204	220	198	205
	計	-	-	-	-	1,146	1,266	1,329	1,339	1,351	1,335	1,332
陸別町	可燃ごみ	-	-	-	-	308	336	344	341	343	324	313
	不燃・大型ごみ	-	-	-	-	57	63	56	54	63	60	65
	計	-	-	-	-	365	399	400	396	406	384	378
浦幌町	可燃ごみ	676	640	623	606	598	590	587	556	533	491	496
	不燃・大型ごみ	183	160	143	153	158	167	162	166	145	134	144
	計	858	800	765	759	756	758	749	722	678	625	640
市町村 合計	可燃ごみ	54,176	54,555	54,531	54,253	57,316	56,846	57,171	57,127	56,117	54,443	53,202
	不燃・大型ごみ	10,222	10,518	10,257	10,919	11,508	12,571	12,592	12,235	12,224	11,628	11,257
	合計	64,398	65,074	64,788	65,172	68,824	69,417	69,762	69,362	68,341	66,070	64,459
資源残渣	可燃	17	22	34	621	907	886	808	806	749	701	676
	不燃	1,226	1,114	1,283	1,009	472	451	463	413	392	363	343
	計	1,242	1,136	1,316	1,630	1,379	1,337	1,271	1,219	1,141	1,064	1,019
産廃 (肉骨粉の産廃分含む)	可燃	3,276	3,428	3,413	3,592	3,563	3,666	3,711	4,336	5,431	4,306	3,460
	不燃	169	160	169	175	170	120	105	119	113	106	85
	計	3,445	3,587	3,581	3,766	3,733	3,786	3,816	4,455	5,544	4,412	3,545
肉骨粉 (産廃分除く)	可燃	2,591	2,185	2,175	2,245	2,779	2,965	4,242	4,399	4,112	3,559	3,958
総合計	可燃ごみ	60,060	60,190	60,152	60,710	64,565	64,363	65,931	66,668	66,409	63,009	61,296
	不燃・大型ごみ	11,616	11,792	11,708	12,103	12,150	13,141	13,160	12,767	12,729	12,097	11,685
	合計	71,676	71,982	71,861	72,813	76,714	77,504	79,090	79,436	79,138	75,106	72,981

※実績については、4月から翌年3月までの集計です。

※令和7年度については、実績が確定していないため、推計値が含まれます。

※端数処理により、合計と内訳が一致しない場合があります。

3-3 中間処理施設 再資源化

中間処理施設では、再資源化の可能である紙類、鉄類、アルミを分別して、登録廃棄物再生事業者へ売却し、資源の再利用を推進していきます。以下に資源物の再資源化を示します。

施設名	再資源品	備考
焼却施設	①ダンボール等紙類	自己搬入者自らによる分別したダンボール等紙類を売却
破碎施設	①鉄くず	自己搬入者自らによる分別した鉄くずを売却
	②破碎鉄	不燃ごみ破碎後機械選別（磁選機）した鉄を売却
	③アルミニウム	不燃ごみ破碎後機械選別したアルミニウムを売却 自己搬入者自らによる分別したアルミニウムを売却
	④ダンボール等紙類	自己搬入者自らによる分別したダンボール等紙類を売却
	⑤被覆銅線	電源コード類の被覆銅線を売却

3-4 収集運搬計画

収集運搬に関する事務は、構成市町村が行っており、本計画には記載していません。参考として、構成市町村の収集運搬の概要を記載します。

(1) 関係市町村の収集運搬計画

市町村名	収 集 頻 度				収集方式
	燃やすごみ	燃やさないごみ	大型ごみ	資源ごみ	
帯広市	2回/週	1回/隔週	通年	1回/週	委託及び直営
音更町	2回/週	市街：1回/隔週 農村：1回/週	通年	市街：1回/週 (プラごみ、プラ以外の資源ごみ各々) 農村：1回/週	委託及び直営
鹿追町	2回/週 (生ごみ)	1回/週 (埋立ごみ)	2回/年	1回/週	ステーション回収
新得町	市街：2回/週 農村：2回/月	市街：1回/週 農村：2回/月	2回/年	市街：1回/月 農村：4回/年	委託及び直営
清水町	市街：2回/週 農村：1回/週	市街：1回/隔週 農村：1回/隔週	年間21回程度	市街：1回/週 農村：1回/隔週	委託
芽室町	市街：2回/週 農村：1回/週	市街：1回/隔週 農村：1回/週	6回/年	1回/週	委託
中札内村	市街：2回/週 農村：2回/月	市街：1回/週 農村：2回/月	市街：3回/年 農村：2回/年	市街：1回/月	委託
更別村	市街：2回/週 農村：1回/週	1回/週	2回/年	2回/月	委託
幕別町	市街：2回/週 農村：1回/週	1回/隔週	6回/年	1回/週	委託

市町村名	収 集 頻 度				収集方式
	燃やすごみ	燃やさないごみ	大型ごみ	資源ごみ	
池田町	1回/週	1回/週	12回/年	1回/週	委託
豊頃町	市街：2回/隔週 農村：1回/週	市街：1回/隔週 農村：1回/週	12回/年	1回/週	委託
本別町	市街：1回/週 農村：1回/週 (生ごみ)	市街：1回/週 農村：1回/週 (埋立ごみ)	市街：6回/年 農村：12回/年	1回/週	委託
足寄町	市街：1回/週 農村：1回/週 (生ごみ)	市街：約2回/月 農村：1回/週 (埋立ごみ)	12回/年	市街：2回/週 農村：1回/週	委託
陸別町	2回/週	1回/隔週	1回/週	1回/週	委託
浦幌町	市街：1回/週 農村：2回/月	市街：1回/隔週 農村：1回/月	12回/年	市街：1回/週 農村：2回/月	委託

(2) 未加入団体の収集運搬計画

市町村名	収 集 頻 度				収集方式
	燃やすごみ	燃やさないごみ	大型ごみ	資源ごみ	
士幌町	市街：1回/週 農村：1回/週	市街：2回/月 農村：2回/月	市街：3回/年 農村：3回/年	市街：1回/週 農村：2回/月	委託
上士幌町	1回/週	2回/隔週	2回/年	2回～3回/隔週	委託
大樹町	市街：2回/週 郡部：2回/週	市街：1回/週 郡部：1回/週	市街：1回/週 郡部：1回/週	市街：2回/週 郡部：2回/週	委託
広尾町	2回/週	1回/週	4回/年	1回/週	委託

4 ごみ量の推計

4-1 ごみ搬入量の推計

(単位:t)

市町村	種別	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
帯広市	可燃ごみ	32,530	30,824	30,400	30,346	30,293	30,293	30,187	30,134	30,081	30,079
	不燃・大型ごみ	7,074	6,858	6,810	6,792	6,775	6,775	6,739	6,722	6,704	6,704
	計	39,604	37,682	37,210	37,138	37,068	37,068	36,926	36,856	36,785	36,783
音更町	可燃ごみ	7,601	7,560	7,503	7,492	7,482	7,485	7,461	7,451	7,440	7,444
	不燃・大型ごみ	1,410	1,384	1,376	1,375	1,372	1,372	1,366	1,363	1,361	1,362
	計	9,011	8,944	8,879	8,867	8,854	8,857	8,827	8,814	8,801	8,806
士幌町	可燃ごみ	-	-	830	825	821	819	812	808	804	802
	不燃・大型ごみ	-	-	217	216	216	215	214	213	211	210
	計	-	-	1,047	1,041	1,037	1,034	1,026	1,021	1,015	1,012
上士幌町	可燃ごみ	-	-	794	778	763	749	732	717	701	687
	不燃・大型ごみ	-	-	221	216	211	208	203	198	193	189
	計	-	-	1,015	994	974	957	935	915	894	876
鹿追町	可燃ごみ	307	276	273	271	268	267	264	261	259	257
	不燃・大型ごみ	188	164	162	159	158	156	154	152	150	148
	計	495	440	435	430	426	423	418	413	409	405
新得町	可燃ごみ	923	856	851	847	844	842	837	834	831	829
	不燃・大型ごみ	265	312	309	307	306	305	303	301	299	299
	計	1,188	1,168	1,160	1,154	1,150	1,147	1,140	1,135	1,130	1,128
清水町	可燃ごみ	1,421	1,386	1,382	1,380	1,378	1,378	1,374	1,372	1,370	1,370
	不燃・大型ごみ	352	325	323	323	322	322	321	320	319	320
	計	1,773	1,711	1,705	1,703	1,700	1,700	1,695	1,692	1,689	1,690
芽室町	可燃ごみ	3,110	3,047	3,030	3,017	3,005	2,997	2,979	2,967	2,955	2,947
	不燃・大型ごみ	635	641	635	632	628	625	619	615	611	608
	計	3,745	3,688	3,665	3,649	3,633	3,622	3,598	3,582	3,566	3,555
中札内村	可燃ごみ	532	409	403	403	402	403	402	402	401	402
	不燃・大型ごみ	127	113	109	109	109	109	109	109	108	109
	計	659	522	512	512	511	512	511	511	509	511
更別村	可燃ごみ	264	248	246	246	245	245	244	244	244	244
	不燃・大型ごみ	101	97	96	96	96	96	96	95	95	95
	計	365	345	342	342	341	341	340	339	339	339
大樹町	可燃ごみ [*]	-	-	1,358	1,356	1,354	1,355	1,351	1,349	1,348	1,348
	不燃・大型ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	1,358	1,356	1,354	1,355	1,351	1,349	1,348	1,348
広尾町	可燃ごみ [*]	-	-	1,373	1,350	1,326	1,305	1,279	1,256	1,231	1,211
	不燃・大型ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	1,373	1,350	1,326	1,305	1,279	1,256	1,231	1,211
幕別町	可燃ごみ	4,510	4,249	4,221	4,212	4,203	4,202	4,185	4,176	4,167	4,166
	不燃・大型ごみ	898	902	894	891	888	888	883	880	878	877
	計	5,408	5,151	5,115	5,103	5,091	5,090	5,068	5,056	5,045	5,043
池田町	可燃ごみ	1,037	828	808	796	785	775	762	751	740	729
	不燃・大型ごみ	297	224	215	211	207	202	196	191	187	183
	計	1,334	1,052	1,023	1,007	992	977	958	942	927	912
豊頃町	可燃ごみ	411	399	394	390	387	384	379	376	372	369
	不燃・大型ごみ	139	146	143	142	140	139	136	134	132	131
	計	550	545	537	532	527	523	515	510	504	500
本別町	可燃ごみ	938	817	802	792	783	776	764	755	746	738
	不燃・大型ごみ	158	148	145	144	142	140	137	136	133	132
	計	1,096	965	947	936	925	916	901	891	879	870
足寄町	可燃ごみ	1,165	1,032	1,026	1,021	1,017	1,014	1,007	1,003	998	996
	不燃・大型ごみ	219	198	196	195	194	193	192	190	189	189
	計	1,384	1,230	1,222	1,216	1,211	1,207	1,199	1,193	1,187	1,185
陸別町	可燃ごみ	322	292	290	288	286	284	282	280	278	276
	不燃・大型ごみ	58	50	49	49	48	48	48	47	47	46
	計	380	342	339	337	334	332	330	327	325	322
浦幌町	可燃ごみ	483	489	478	476	474	473	470	468	466	465
	不燃・大型ごみ	135	138	136	136	135	135	133	132	132	131
	計	618	627	614	612	609	608	603	600	598	596
市町村 合計	可燃ごみ	55,554	52,712	56,462	56,286	56,116	56,046	55,771	55,604	55,432	55,359
	不燃・大型ごみ	12,056	11,700	12,036	11,993	11,947	11,928	11,849	11,798	11,749	11,733
	合計	67,610	64,412	68,498	68,279	68,063	67,974	67,620	67,402	67,181	67,092
資源残渣	可燃	850	800	1,213	1,209	1,205	1,204	1,197	1,193	1,189	1,188
	不燃	448	422	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,298	1,222	1,213	1,209	1,205	1,204	1,197	1,193	1,189	1,188
産廃 (肉骨粉の産廃分含む)	可燃	3,393	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不燃	112	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	3,505	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肉骨粉 (産廃除く)	可燃	3,699	3,699	3,699	3,699	3,699	3,699	3,699	3,699	3,699	3,699
	不燃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総合計	可燃ごみ	63,496	57,211	61,374	61,194	61,020	60,949	60,667	60,495	60,320	60,246
	不燃・大型ごみ	12,616	12,122	12,036	11,993	11,947	11,928	11,849	11,798	11,749	11,733
	合計	76,112	69,333	73,410	73,187	72,967	72,877	72,516	72,293	72,069	71,979

※南十勝複合事務組合にて処理する不燃・大型ごみの破碎可燃物も含まれます。

※端数処理により、合計と内訳が一致しない場合があります。

※一般廃棄物実態調査における各市町村の回答実績から、家庭系ごみ、事業系ごみのそれぞれにおいて、1人・1日当たりのごみの排出量を算出(以下「原単位」という。)し、各市町村の人口ビジョンから推計される令和8年度から令和17年度までの人口にごみ排出量の原単位を乗じて、処理・処分量の推計としています。

4-2 中間処理量の推計

(単位:t)

年度		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
焼却処理	処理量	71,649	65,045	69,153	68,945	68,741	68,658	68,325	68,120	67,913	67,828	
	可燃ごみ	63,496	57,211	61,374	61,194	61,020	60,949	60,667	60,495	60,320	60,246	
	破碎後可燃物	8,154	7,834	7,779	7,751	7,721	7,709	7,658	7,625	7,593	7,583	
	焼却残渣	8,821	8,008	8,514	8,488	8,463	8,453	8,412	8,387	8,361	8,351	
	固化ダスト	1,457	1,322	1,406	1,402	1,398	1,396	1,389	1,385	1,381	1,379	
破碎処理	処理量	12,616	12,122	12,036	11,993	11,947	11,928	11,849	11,798	11,749	11,733	
	不燃・大型ごみ	12,616	12,122	12,036	11,993	11,947	11,928	11,849	11,798	11,749	11,733	
	破碎後可燃物	8,154	7,834	7,779	7,751	7,721	7,709	7,658	7,625	7,593	7,583	
	破碎後不燃物	1,361	1,308	1,298	1,294	1,289	1,287	1,278	1,273	1,267	1,266	
	有価物	鉄	1,268	1,218	1,210	1,206	1,201	1,199	1,191	1,186	1,181	1,179
		アルミ	35	33	33	33	33	33	33	32	32	32
		紙類	34	32	32	32	32	32	32	31	31	31
		被覆銅線	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	破碎不適物	1,673	1,607	1,596	1,590	1,584	1,581	1,571	1,564	1,558	1,555	
	処理委託物	85	82	81	81	81	81	80	80	79	79	

※端数処理により、合計と内訳が一致しない場合があります。

※一般廃棄物実態調査における各市町村の回答実績から、家庭系ごみ、事業系ごみのそれぞれにおいて、1人・1日当たりのごみの排出量を算出（以下「原単位」という。）し、各市町村の人口ビジョンから推計される令和8年度から令和17年度までの人口にごみ排出量の原単位を乗じて、処理・処分量の推計としています。

4-3 余熱利用計画

	焼却量 (t)	蒸気発生量 (t)	発電量 (kWh)	売電量 (kWh)	焼却1tあたり 蒸気発生量(t)
令和8年度	71,649.35	231,427.39	29,868,190	16,419,000	3.23
令和9年度	40,159.34	129,714.67	17,292,032	10,469,622	3.23
令和10年度	69,152.74	189,700.80	47,063,145	36,670,470	2.74
令和11年度	68,944.58	189,144.00	46,839,592	36,465,206	2.74
令和12年度	68,741.18	188,587.20	42,890,903	32,858,019	2.74
令和13年度	68,657.65	188,308.80	42,816,408	32,790,195	2.74
令和14年度	68,324.63	187,473.60	42,592,925	32,586,726	2.74
令和15年度	68,119.99	186,916.80	42,443,936	32,451,080	2.74
令和16年度	67,912.97	186,360.00	42,294,948	32,315,433	2.74
令和17年度	67,828.26	186,081.60	42,220,453	32,247,610	2.74

※端数処理により、合計と内訳が一致しない場合があります。

※令和8年度から令和9年度の数値は現中間処理施設「くりりんセンター」のものであり、令和10年度以降の数値は新中間処理施設のものであります。

※令和9年度の数値において、同年度11月以降に新中間処理施設へ廃棄物の受け入れが移行する予定であるが、試運転期間で施設の引き渡しがされていないため、余熱利用計画の対象外としています。

※令和10年度から可燃ごみの共同処理に4町が新たに加わることから、前年に比べ焼却量が増加しています。

4-4 最終処分量の推計

①最終処分量の重量

(単位:t)

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
焼却残渣	8,821	8,008	8,514	8,488	8,463	8,453	8,412	8,387	8,361	8,351
固化ダスト	1,457	1,322	1,406	1,402	1,398	1,396	1,389	1,385	1,381	1,379
破碎後不燃物	1,361	1,308	1,298	1,294	1,289	1,287	1,278	1,273	1,267	1,266
破碎不適物	1,673	1,607	1,596	1,590	1,584	1,581	1,571	1,564	1,558	1,555
沈砂	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
計	13,349	12,283	12,851	12,811	12,771	12,754	12,688	12,646	12,604	12,588

②最終処分量の容量

(単位:m³)

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
最終処分量	10,456	10,427	9,913	9,871	9,828	9,799	9,737	9,692	9,647	9,619

※令和16～17年度に最終処分場を新施設へ移管する計画で現在検討中です。

※端数処理により、合計と内訳が一致しない場合があります。

※一般廃棄物実態調査における各市町村の回答実績から、家庭系ごみ、事業系ごみのそれぞれにおいて、1人・1日当たりのごみの排出量を算出(以下「原単位」という。)し、各市町村の人口ビジョンから推計される令和8年度から令和17年度までの人口にごみ排出量の原単位を乗じて、処理・処分量の推計としています。

4-5 資源ごみ量の推計

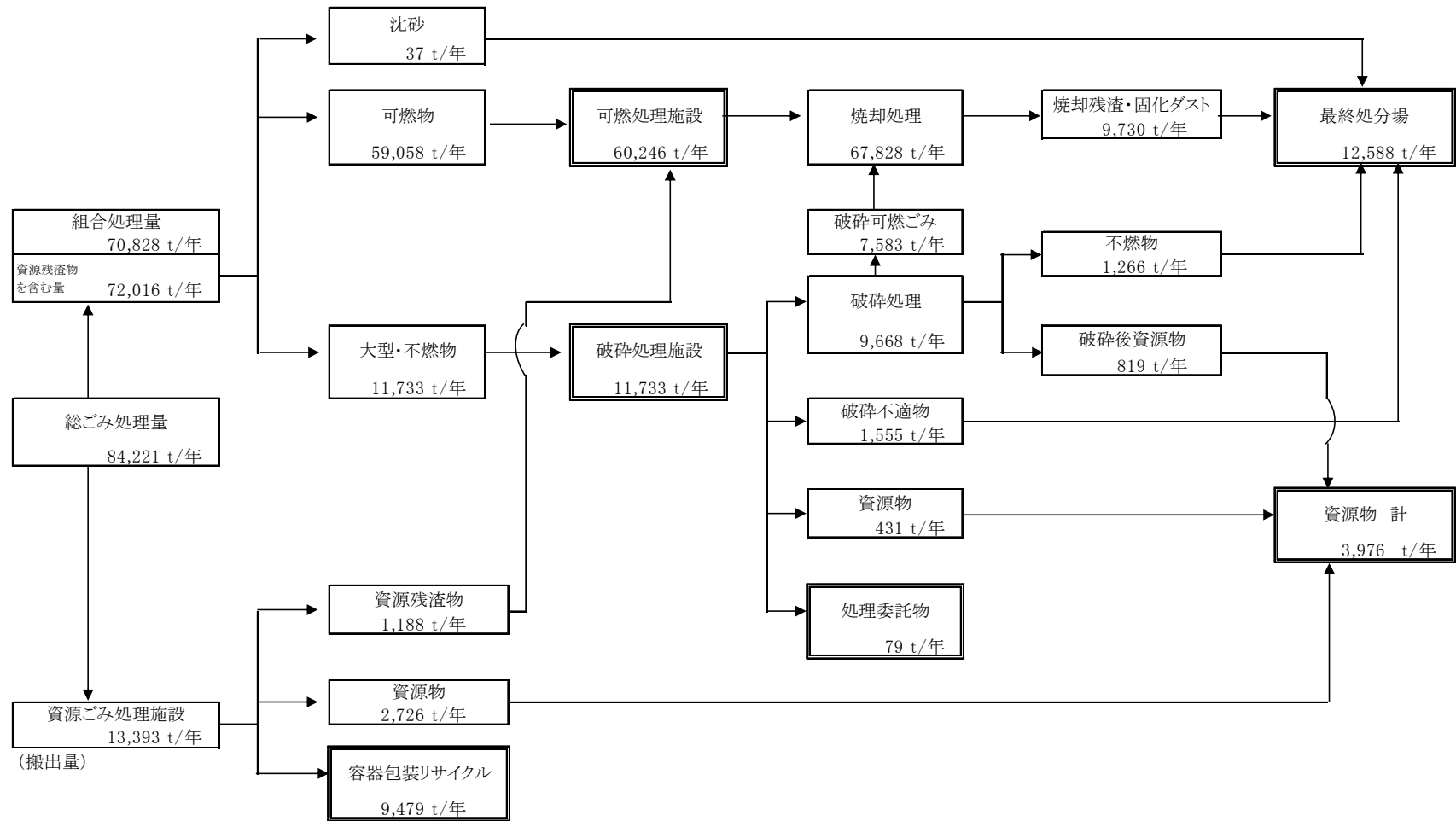
(単位:t)

		年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
容器包装 廃棄物	缶類	スチール	271	255	253	253	252	252	250	249	248	248
		アルミ	379	357	354	353	352	352	350	348	347	347
		スプレー	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8
		計	659	620	615	614	612	612	608	605	603	603
	ガラスびん	無色	594	559	555	553	551	551	548	546	544	543
		茶色	793	746	741	738	736	735	731	728	726	725
		その他	390	367	365	363	362	362	360	358	357	357
		計	1,777	1,672	1,661	1,654	1,649	1,648	1,639	1,632	1,627	1,625
	紙パック		60	56	56	56	55	55	55	55	55	55
	ダンボール		1,517	1,428	1,417	1,413	1,408	1,407	1,398	1,393	1,388	1,387
	紙製容器包装		1,375	1,294	1,285	1,281	1,276	1,275	1,267	1,263	1,259	1,258
	ペットボトル		1,143	1,076	1,068	1,065	1,061	1,061	1,054	1,050	1,047	1,046
	プラスチック製容器包装		3,832	3,607	3,580	3,569	3,556	3,554	3,532	3,519	3,508	3,505
	容器包装廃棄物計		10,363	9,753	9,682	9,652	9,617	9,612	9,553	9,517	9,487	9,479
その他 資源廃棄物	新聞紙	1,108	1,043	1,036	1,032	1,029	1,028	1,022	1,018	1,015	1,014	
	雑誌	1,437	1,353	1,343	1,338	1,334	1,333	1,324	1,320	1,315	1,314	
	鉄類	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	その他	430	404	402	400	399	399	396	395	393	393	
その他資源廃棄物計		2,980	2,805	2,786	2,775	2,767	2,765	2,747	2,738	2,728	2,726	
処理残渣		1,298	1,222	1,213	1,209	1,205	1,204	1,197	1,193	1,189	1,188	
総計		14,641	13,780	13,681	13,636	13,589	13,581	13,497	13,448	13,404	13,393	

※端数処理により、合計と内訳が一致しない場合があります。

※一般廃棄物実態調査における各市町村の回答実績から、家庭系ごみ、事業系ごみのそれぞれにおいて、1人・1日当たりのごみの排出量を算出（以下「原単位」という。）し、各市町村の人口ビジョンから推計される令和8年度から令和17年度までの人口にごみ排出量の原単位を乗じて、処理・処分量の推計としています。

4-6 令和17年度計画



※端数処理により、合計と内訳が一致しない場合があります。

ごみ処理基本計画策定経過

年 月 日	内 容
令和7年5月28日	第1回環境担当課長会議開催 ・ごみ処理基本計画を改訂することについて周知
令和7年6月16日 ～令和7年6月27日	構成市町村へ記載内容の改訂作業について依頼
令和7年12月17日	第4回環境担当課長会議開催 ・ごみ処理基本計画（案）の改訂について報告
令和7年12月23日 ～令和8年1月14日	構成市町村へごみ処理基本計画（案）の内容確認について依頼
令和8年1月23日	第5回環境担当課長会議開催 ・ごみ処理基本計画（案）修正版について報告
令和8年1月29日	第3回企画担当課長会議開催 ・ごみ処理基本計画（案）の改訂について報告
令和8年2月6日	第2回副市町村長会議開催 ・ごみ処理基本計画（案）の改訂について報告